



## 各月の請求(交付)合計額内訳の算出方法

- ★ 月途中で転出入があった方や月途中で施設等利用給付の認定期間が開始または終了した方は、補助上限額が日割り計算した金額となる場合があります。(本頁下部参照)

### 【証明書の交付を受けた認可外保育施設(認証保育所を含む)の利用者の場合】

#### 1 施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方

月の利用料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス 67,000円 (内訳) 施設等利用費:42,000円 負担軽減費:25,000円
- ◆3～5歳児クラス 57,000円 (内訳) 施設等利用費:37,000円 負担軽減費:20,000円

#### 2 施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない方

月の利用料と下表の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス (内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:下表の金額

課税額 区分	補助上限月額	
	第1子	第2子以降
①	40,000円	67,000円
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

※課税額区分

- ① 生活保護世帯、里親世帯、区市町村民税非課税世帯
- ② 区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③ 区市町村民税所得割課税額128,000円未満世帯
- ④ 区市町村民税所得割課税額128,000円以上263,200円未満世帯
- ⑤ 区市町村民税所得割課税額263,200円以上500,000円未満世帯
- ⑥ 区市町村民税所得割課税額500,000円以上世帯

- ◆3～5歳児クラス (内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:下表の金額

課税額 区分	補助上限月額	
	第1子	第2子以降
①	40,000円	57,000円
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

※課税額区分

- ① 生活保護世帯、里親世帯、区市町村民税非課税世帯
- ② 区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③ 区市町村民税所得割課税額128,000円未満世帯
- ④ 区市町村民税所得割課税額128,000円以上263,200円未満世帯
- ⑤ 区市町村民税所得割課税額263,200円以上500,000円未満世帯
- ⑥ 区市町村民税所得割課税額500,000円以上世帯

### 【証明書の交付を受けていない認可外保育施設の利用者の場合】

#### 1 施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方

月の保育料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス 42,000円 (内訳) 施設等利用費:42,000円
- ◆3～5歳児クラス 37,000円 (内訳) 施設等利用費:37,000円

#### ※ 施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない方

本補助の対象ではありません

### ★ 次の場合は、補助上限月額が日割り計算となります。

- 1 月途中で施設等利用給付認定の認定期間が終了する場合又は別の市区町村へ転出する場合  
ただし、転出先住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けられない場合は、負担軽減費の日割り計算は行いません。
- 2 月途中で施設等利用給付認定の認定期間が開始される場合又は別の市区町村から転入する場合  
ただし、転入月末日分まで前住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けている場合は、当該月は負担軽減費の交付対象としません。

### 【ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)の利用者の場合】

#### 1 第2子以降の課税世帯の方

月の利用料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

- ◆0～2歳児クラス 33,000円 (内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:33,000円